

アルコール検知器導入促進助成金交付要綱

令和7年4月1日 制 定
一般社団法人兵庫県トラック協会

(目的)

第1条 この要綱は、一般社団法人兵庫県トラック協会（以下「兵ト協」という。）が、一定基準を満たしたアルコール検知器（以下「検知器」という。）を新たに導入する会員事業者への交付に対して必要な事項を定め、飲酒に起因する交通事故の根絶を図ることを目的とする。

(助成対象機器)

第2条 検知器は日時を含む検査結果を記録媒体へ出力する事が可能な機能を有するものであり、別に定める基準を満たす検知機とする。ただし、国等から補助金が交付された検知機に対しては、助成金を交付しない。

(助成額及び上限)

第3条 助成金の交付額及び上限は、別に定めるものとする。

(交付申請)

第4条 会員事業者は、助成金の交付を受けようとするときは、別に定めるアルコール検知器導入促進助成金交付申請書と必要な添付書類を、期限までに兵ト協会長に提出しなければならない。

(助成金交付)

第5条 兵ト協は、前条の提出があったときは、速やかにその申請内容を審査し、条件に適合すると認めたときは、申請事業者に対して助成金を交付する。

(財産処分の制限)

第6条 会員事業者は、交付対象の検知機が導入の日から起算して1年を経過するまでは譲渡、交換、廃棄、貸付、又は担保に供してはならない。但し、あらかじめ兵ト協の承認を得た場合は、この限りではない。

(報告)

第7条 兵ト協は、助成金の交付に関して必要な報告を求めることができる。

(附則)

本要綱は、令和7年4月1日より適用する。